

電子現金納付手続開始に伴う、工業所有権に関する手続等の特例に関する 法律施行規則等の一部を改正する省令について

平成 17 年 10 月
特許庁制度改正審議室

1. 改正の趣旨

平成 17 年 10 月 3 日からインターネットを利用した電子出願（申請）の受付が開始されるのにあわせ、特許庁システム上、従前は特許印紙又は現金により納付されていた特許料等及び工業所有権の手数料（以下「手数料等」という。）について、インターネットバンキングやＡＴＭ等を利用した電子納付（以下「電子現金納付」という。）を行うことが可能となった。

そこで、電子現金納付手続を可能とするべく、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）等の整備を行う。

2. 具体的改正事項

（１）「納付情報」の規定の追加（特例法施行規則第 41 条の 6）

電子現金納付手続を行うにあたっては、財務省のシステム上、納付情報をもって行うこととされている。納付情報は財務省システムから電子的に取得する性質のものであるため、特例法施行規則に、納付情報により手数料等を納付することができる旨の規定を行う。

また、納付情報のうち納付番号を手数料等の納付にかかる手続書類に記載させることとする。

（２）特許料納付書等の特定手続化（特例法施行規則第 10 条）

特許料その他の登録料の納付書の送付をオンラインで行うことが可能となったため、特定手続を規定した特例法施行規則第 10 条に規定する。

3. 施行期日

本省令は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。